

米国 TSCA インベントリー収載インアクティブ PFAS 物質に SNUR 提案規則を公表

米国環境保護庁（EPA）は 2023 年 1 月に、TSCA インベントリー収載にて「インアクティブ」として特定されているパーフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル化合物（PFAS）300 物質以上に対して、重要新規利用規則（SNUR）の提案規則を公表しました。これは、2021 年 10 月に公表された PFAS 戦略ロードマップの一環であり、この SNUR により、該当物質の製造・輸入・加工に際しては、当局へ事前に重要新規利用届出（SNUN）を提出することが必要になります。

➤ 該当の PFAS 物質

提案規則では、PFAS の定義として、以下 3 つの構造のうち少なくとも 1 つを含む物質を対象としています。該当する物質のリストは参考に記載の Federal Register リンク先よりご確認ください。なお、CBI の観点からリストの公開を保留している物質が 30 物質あります。

- $R-(CF_2)-CF(R')R''$, where both the CF_2 and CF moieties are saturated carbons
- $R-CF_2OCF_2-R'$, where R and R' can either be F , O , or saturated carbons
- $CF_3C(CF_3)R'R''$, where R' and R'' can either be F or saturated carbons

ここがポイント💡

2017 年～2018 年にかけて、インベントリーリセットのための届出が事業者に義務付けられました。その届出では、2006 年 6 月 21 に以降に米国内で製造・輸入・加工された物質が報告され、報告された物質は「アクティブ」、報告されなかった物質は「インアクティブ」としてインベントリーに明記されています。「インアクティブ」と明記された物質については、「アクティブ」に変更するための簡易な届出書を提出すれば製造・輸入等が可能になります。ただし、SNUR が発行されている場合、重要新規利用に該当する際には SNUN を提出し当局の審査を受ける必要があります。

➤ 関連する免除規定について

一般的な SNUR と同様に、不純物・特定の副生成物および成形品の輸入・加工に関して届出を免除としています。

※当局では免除規定に関して、以下 2 件に対するコメントを 2023 年 3 月 27 日まで受付中

- 副生成物関連 ・対象 PFAS 物質の副生成物としての製造・加工が継続されているか、および免除範囲を広げるかどうかについてコメントを受付中です。現状、副生成物は商業目的が焼却・廃棄・抽出のみの場合に免除となり、商業目的が無い場合には免除の適用とはなりません。
- 成形品関連 ・成形品に関する免除規定を撤廃することについてコメントを受付中です。対象の PFAS 物質を含む成形品の輸入や加工が現在継続されていないと当局が判断する証拠を収集した場合、成形品免除を不適用にすることを検討する可能性あり。

参考：

EPA | EPA Takes Key Step to Stop Unsafe PFAS from Reentering Commerce

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-takes-key-step-stop-unsafe-pfas-reentering-commerce>

Federal Register | Per- and Poly-Fluoroalkyl Chemical Substances Designated as Inactive on the TSCA Inventory; Significant New Use Rule

<https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/26/2023-01156/per--and-poly-fluoroalkyl-chemical-substances-designated-as-inactive-on-the-tsca-inventory>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門 環境・健康・安全評価センター

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TNビル 5 階

HP : <https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>